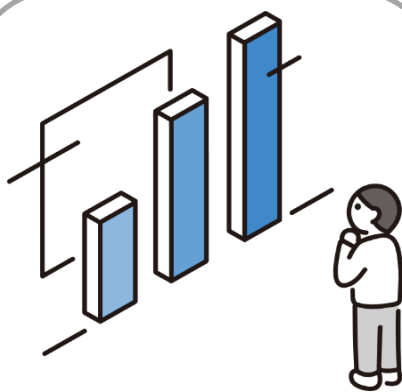


モニタリング強化型 特別保証制度のご案内

資金調達から経営支援まで、認定経営革新等支援機関と
金融機関、信用保証協会が連携してサポートします！



毎月のモニタリングで
経営状況が見える化！

認定経営革新等支援機関が、月次で
財務状況や資金繰り状況等の把握を
支援します



変化の予兆を早期に捉えて
迅速な支援を実施！

金融機関及び信用保証協会による
適時・適切な経営支援等を提供し
ます

期間限定！！



国からの補助で
保証料負担が減少！

通常より低い負担で利用可能です
令和8年3月16日から令和9年3月
31日までは保証料の1/2相当が補
助されます

【ご利用いただける方】

認定経営革新等支援機関※との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、
経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する方。

※ 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた
税理士・金融機関等のこと

本制度の詳細は、裏面をご覧ください。

制度概要

資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する方。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である方に限る。
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は、4億8,000万円）
保証割合	責任共有対象（80%保証）
対象資金	事業資金（運転資金・設備資金・運転設備資金）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 ※ 据置期間：運転資金1年以内、設備資金・運転設備資金3年以内
担保/保証人	必要に応じて徴求 / 必要に応じて徴求（法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない）
融資利率	金融機関所定利率
添付書類	モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までの保証申込受付分

保証料率

令和9年3月31日までに保証申込した場合、次表に定める保証料補助に相当する額が国から補助されます。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※ 令和9年4月以降の保証申込分については補助の有無を含め未定です。

一定の要件を満たせば「**経営者保証を不要とすることも可能**」です!! 詳細はこちら →



信用保証協会担当窓口のご案内

詳しくは、信用保証協会担当窓口までお問い合わせください。

さいたま営業部	保証一課 保証二課	TEL : 048-647-4721 TEL : 048-647-4722	川越支店	保証一課 保証二課	TEL : 049-249-1681
熊谷支店	保証課	TEL : 048-521-5221	春日部支店	保証課	TEL : 048-731-7311